

# 食品表示法に基づく 食品表示制度の概要

## 【品質事項の表示】



埼玉県農林部農産物安全課  
総務・食品品質表示担当

「コバトン」 「さいたまっち」

# 目次

## 1.食品表示の目的等

- ・食品表示とは
- ・法執行の役割分担
- ・食品表示の目的

## 2.食品の種類と定義

## 3.食品表示のルール

- ・食品表示に関連する法令等
- ・食品表示の適用範囲外
- ・表示する文字の大きさ

## 4.生鮮食品の表示

- ・農産物の表示
- ・畜産物の表示

## 5.加工食品の表示

- ・加工食品の基本表示事項
- ・原料原産地表示
- ・個別表示事項

## 6.その他の表示

- ・特色ある原材料表示
- ・遺伝子組換え表示
- ・主な禁止事項

# 1.1 食品表示とは

**食品表示**とは、その食品に関する様々な基本情報を消費者に知らせるために表示されるもの

「**食品の選択の機会**」の確保と「**安全性**」の確保を目的としている

## 食品の選択の機会の確保

名称、原材料名、原料原産地名、原産国名、内容量、販売者、製造者、栄養成分表示 など

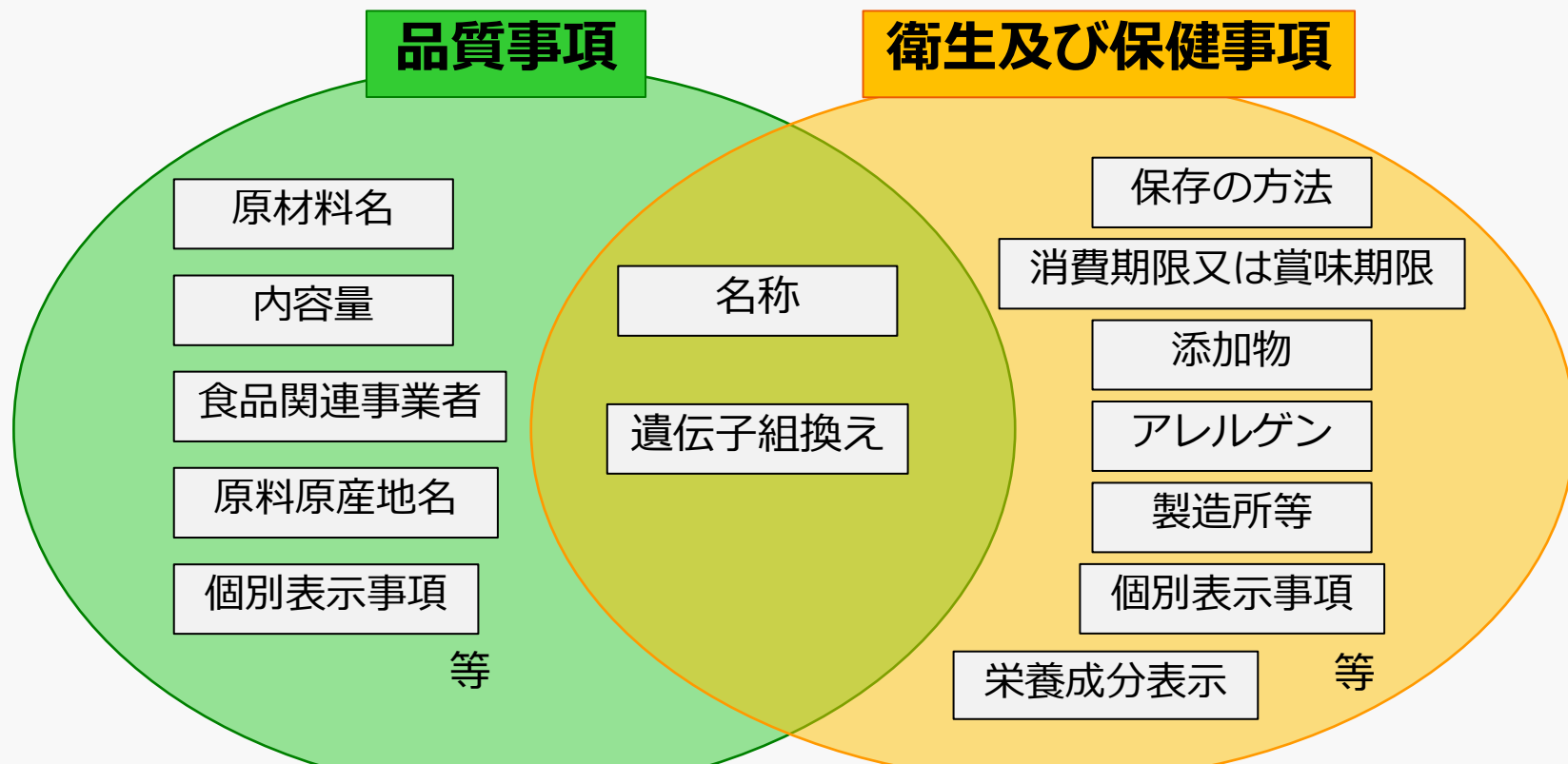
## 安全性の確保

添加物、アレルギー、消費期限、賞味期限、保存方法、製造所、生かきやふぐに関する表示  
など

# 1.2 食品表示法執行の役割分担

## 食品の表示事項に関する役割分担

※それぞれ問合せ先が異なります。



広域事業者…国（主に農林水産省）  
都道府県域事業者…都道府県  
市町村域事業者…権限移譲市町村

原則として保健所  
(都道府県、政令市、中核市、特別区。  
困難事案に限り国（消費者庁）)

※酒類の表示は税務署

# 1.3 食品表示の目的（品質事項）

食品の**選択**のための主な表示 → 「品質事項」

~北海道製造バター使用~

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(小麦 (埼玉県産))、砂糖、牛乳、バター (北海道製造)、卵 <b>／膨張剤</b> <b>(一部に小麦、乳、卵を含む)</b>
内容量	60 g
賞味期限	2024年8月
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
販売者	株式会社〇〇製菓 埼玉県〇〇市中央5-23
製造所	△△製菓株式会社 埼玉県〇〇市本町137-3

栄養成分表示 1枚（標準10g）あたり

熱量	61kcal	たんぱく質	0.7 g	脂質	2.6g
炭水化物	6.1g	食塩相当量	0.06 g		(推定値)

保健事項

# 2.1 食品の種類と定義

## ● 生鮮食品

加工食品及び添加物以外の食品として  
食品表示基準別表第2に掲げるもの

1 農産物 ( 米穀 ・ 野菜 ・ 果実 )



2 畜産物 ( 食肉 ・ 乳 ・ 食用鳥卵 )



3 水産物 ( 魚類 ・ 貝類 ・ 海藻類 )



## ● 加工食品

製造又は加工された食品として  
食品表示基準別表第1に掲げるもの

粉類 野菜加工品 香辛料

めん・パン類 調理食品 飲料 等



# 3.1 食品表示に関連する法令等

## 食品表示法(と関係規定)

食品表示法(法律)      食品表示基準について(消費者庁通知)

食品表示基準 (内閣府令)

食品表示基準 Q&A



食品表示の作成、チェックの際に要確認!

## その他の食品表示に関する法令 (一例)

計量法      米トレーサビリティ法      牛トレーサビリティ法

景品表示法      公正競争規約 (業界内ルール)      等

# 3.2 食品表示基準の適用範囲外

## 食品表示基準のルールが適用されない場合（特例）

### 外食で提供される食品の表示

【レストランのメニューにおける食品表示、出前など】

### 容器包装されていない加工食品の表示

【トレーに載せただけのたこ焼き、総菜の対面販売など】

### インストア加工された食品の品質に係る表示

【スーパーの店内で加工された総菜などの原材料等の表示など】

### カタログやホームページ上の食品の表示

【インターネットで販売される食品の食品表示】

※実際の商品には表示義務あり。カタログやwebサイト上の表示義務はない



# 3.3 表示する文字の大きさ

表示の際の文字の大きさにはルールがあります！

原則

8ポイント以上

○表示可能面積が**150**cm<sup>2</sup>以下

5.5ポイント以上

○内容量が**3 kg**以上の  
袋詰めされた玄米・精米

12ポイント以上

【表示可能面積とは？】

容器包装の内、食品表示を表示しても判読可能な面積のこと  
表示可能面積≠ラベル面積

# 4.1 生鮮食品の表示方法

生鮮食品

加工食品

**横断的義務表示**  
(生鮮食品共通の義務表示)

農産物

畜産物

水産物

**個別的義務表示** (個別品目の義務表示)

容器包装された玄米・精米

鶏の殻付き卵

生かき

生しいたけ 等

食肉 等

ふぐ 等

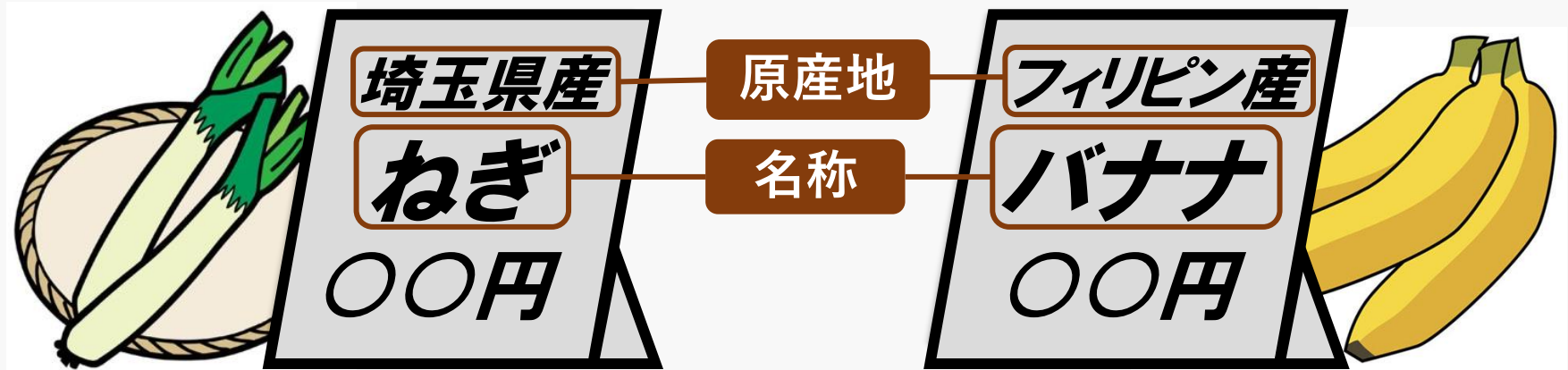
## 4.2 農産物の表示

### ● 義務表示事項 … 名称・原産地

**名称** … その内容を表す一般的な名称

**原産地** … 国産品は都道府県名(※)  
輸入品は原産国名

(※)市町村名その他一般に知られている地名でも可 (「地元産」は不可)



# 4.3 畜産物の表示

## ● 義務表示事項 … 名称・原産地

**名称** … その内容を表す一般的な名称

**原産地** … 国産品は国産である旨(※)  
輸入品は原産国名

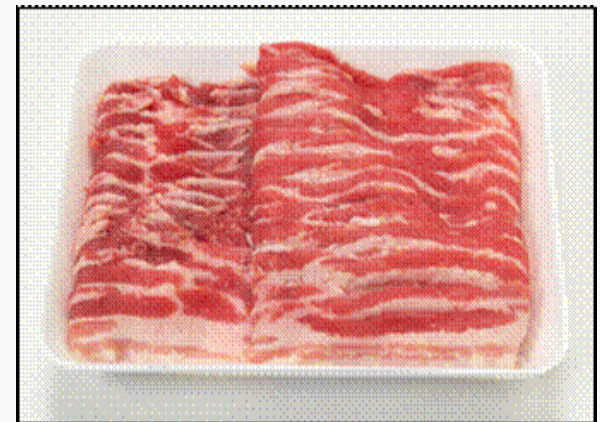
(※)都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可。  
2以上の国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い  
国の国名を表示する。

**原産地** → 国産 豚ロースしゃぶしゃぶ用

**名称** → 豚ロースしゃぶしゃぶ用

加工日	〇〇. 7.	消費期限	〇〇. 7. 1
		6	
		290	
		(円)	
		正味量	596
		200	
		(g)	
			お値段(円)

加工者 (株)〇〇〇 加工センター 保存温度 4℃  
以下



# 5.1 加工食品の基本表示事項

## 基本となる7項目

名称	内容を表す 一般的な名称
原材料名	使用した原材料
添加物 <small>衛生</small>	使用した場合は 物質名及び用途
内容量	その食品の中身の量
期限表示 <small>衛生</small>	その食品の賞味期限 又は消費期限
保存方法 <small>衛生</small>	その食品の保存方法
食品関連 事業者	表示内容に責任を有す る者

衛生：衛生事項の説明は省略

## 必要に応じて表示する項目

原料原産地名	その食品の原材料の産地
原産国名	その食品が製造された国名
製造所 <small>衛生</small>	その食品が製造された場所

※その他、該当する場合は遺伝子組換え、  
アレルギー（衛生）などを表示

## 表示する際のルール

- 一括表示の様式にまとめて
- 容器包装の見やすい箇所に  
(※容器包装された加工食品以外は対象外)
- 文字及び枠の色は背景と対照的な色で
- 8ポイント以上の統一のとれた大ききさで  
(表示可能面積が150cm<sup>2</sup>以下の場合には5.5ポイント以上)

# 5.2 加工食品の名称

## 原則

### 横断的義務表示

一般的な名称を表示

(商品名ではない)

例) 商品名 こだわり卵のなめらかプリン  
名称 プリン



## 例外

### 個別的義務表示

食品表示基準で定められた  
名称を表示

例) 梅の果実を塩につけたものを干したもの

→基準別表第3における「農産物漬物」に該当

基準別表第3、4において、梅干しの名称は「**梅干**」と表示



名称：梅干



名称：完熟梅干し



## 5.3 加工食品の原材料名

使用した原材料を、原材料に占める**重量割合の高い順に**、**最も一般的な名称**で表示する



名称	米みそ
<b>原材料名</b>	<b>米（国産）、大豆、食塩</b>
添加物	調味料(アミノ酸等)、保存料(ソルビン酸)
内容量	500g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	(株)□□□□ 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

# 5.4 原材料名（複合原材料） 1

## 2種類以上の原材料からなる複合原材料の表示方法

例) マヨネーズ



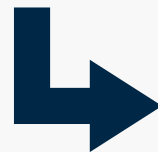
原材料名 ①食用植物油脂(70%)、②卵黄(20%)、③穀物酢(5%)、④食塩(2%)、  
⑤砂糖(1.3%)、⑥レモン果汁(1%)、⑦香辛料 (0.7%)

添加物 調味料（アミノ酸）

### 基本の表示方法

原材料名	・・・、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄、穀物酢、食塩、砂糖、香辛料、レモン果汁、香辛料）／調味料（アミノ酸）
------	--

その複合原材料の名称の次にカッコを付けて、その食品を構成する原材料を通常のルールに従って表示



**重量割合の高い順に表示**



# 5.5 原材料名（複合原材料） 2

## 2種類以上の原材料からなる複合原材料の表示方法

### 例) マヨネーズ

原材料名 ①食用植物油脂(70%)、②卵黄(20%)、③穀物酢(5%)、④食塩(2%)、  
⑤砂糖(1.3%)、⑥レモン果汁(1%)、⑦香辛料 (0.7%)

添加物 調味料 (アミノ酸)

### 表示の省略規定

→ただし、アレルギー表示と添加物表示は省略不可

#### 一部省略

複合原材料の原材料が **3種類以上**ある場合に、  
複合原材料の原材料に占める重量割合が **3位以下**、「かつ」  
当該重量割合が **5%未満**の原材料を「**その他**」と表示できる

#### 全部省略

①製品全体に占める複合原材料の重量割合が **5%未満**の場合  
②複合原材料の名称からその原材料が明らかな場合  
①②のいずれかを満たす場合、複合原材料の原材料を省略できる

# 5.6 原材料名（複合原材料） 3

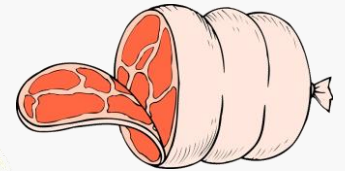
複合原材料の名称からその原材料が明らかな場合

- ① **食品表示基準、JAS規格、公正競争規約に定義があるもの**

例) しょうゆ、マヨネーズ、ロースハム

- ② **主要な原材料が明示されている**

例) 鶏のからあげ、さばみそ煮



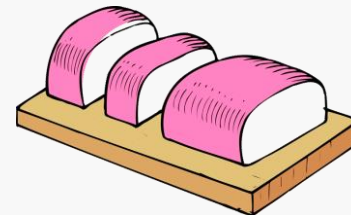
- ③ **主要原材料を総称する名称が明示されている**

例) ミートボール



- ④ **一般的に原材料が明らか**

例) かまぼこ、がんもどき



※基準があるものの他は、**事業者責任で**「原材料が明らか」であるか**判断**

# 5.7 加工食品の内容量

## 計量法で規定されている「特定商品」



量単位により取引されることの多い消費生活関連物資 23種類については計量法の規定に従って表示（漬物や菓子類など kg、ml等）

↳ 米粉、漬物、みそ、はちみつ、洗いごま 他

名称	乾しいたけ
原材料名	しいたけ(菌床)(国産)
内容量	200g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて常温で保存
製造者	〇〇市〇〇1-1-1 (株)□□□□

## 計量法で規定されない食品

- 内容重量、内容体積又は内容数量を表示
- 単位は [ g , kg , ml , l , 個 , 枚 ] など

**注意**

固形物に充てん液を加えた缶詰、瓶詰は、固形量と内容総量を表示

# 5.8 加工食品の食品関連事業者

食品関連事業者 = 表示内容に責任を持つ者のこと

## 表示方法

食品関連事業者の「氏名」又は「名称」及び「住所」を表示



## 食品関連事業者

①製造者 ②販売者 ③加工者 ④輸入者

※②の場合等で製造所や加工所が別になる場合は、製造所等の住所及び氏名又は名称の表示が別途必要（衛生事項）

個人事業で屋号のみの表示は**不適正**

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも（国産）、食用なたね油、食塩
添加物	調味料(アミノ酸等)
内容量	100g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	直射日光の当たる所、高温多湿の所での保存はさけてください。
製造者	(株)□□食品 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

# 5.9 原料原産地表示(1)

原料原産地表示の対象 = 国内で製造された**全ての加工食品**

↳ 輸入食品は「原産国」を表示

表示内容 = 主な原材料の原産地を表示

↳ その食品に占める重量割合が最も高い原材料

※水は除く

22食品群と個別5品目

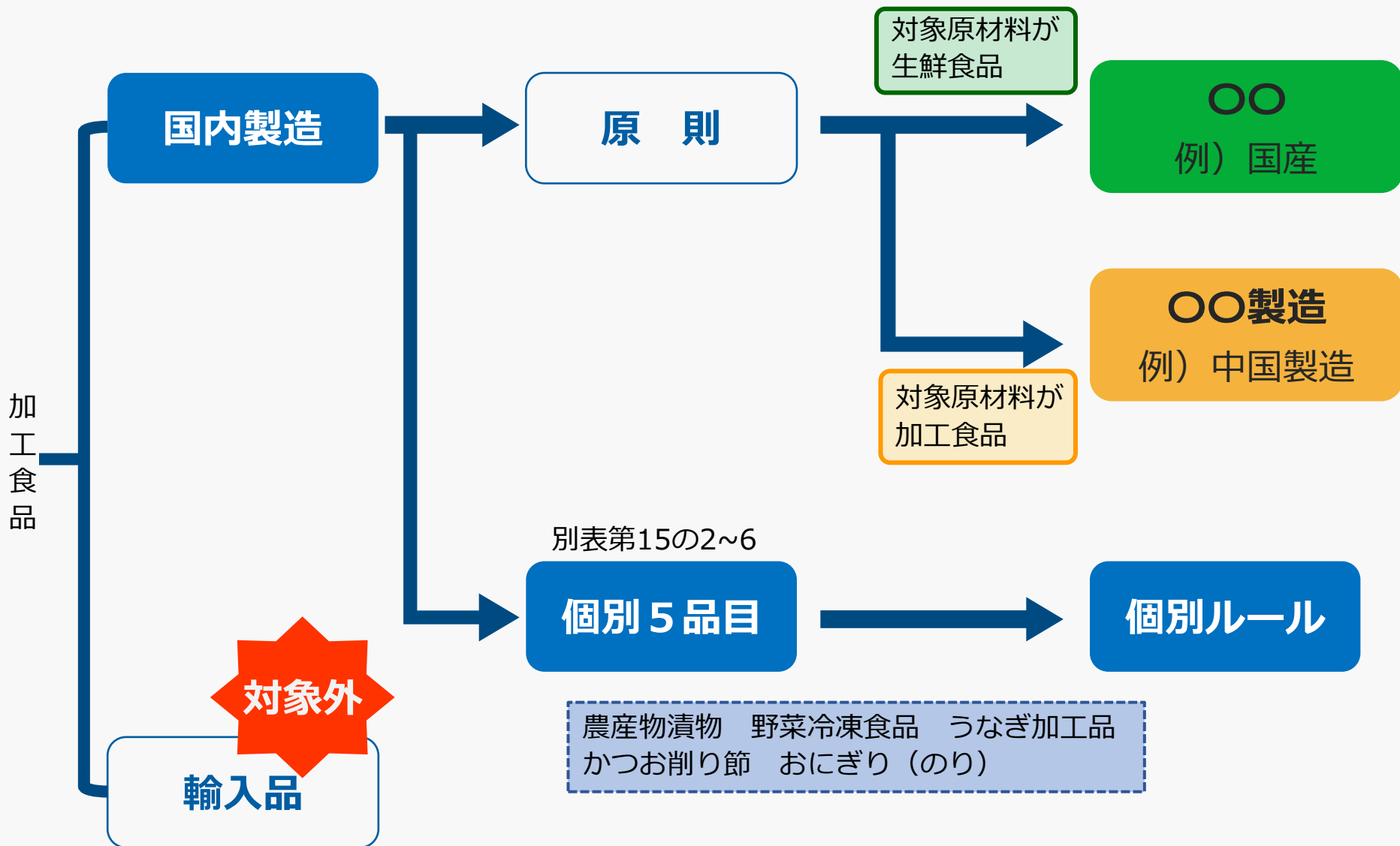
別表第15の1～6に該当するもの ➡ 別の表示方法に基づく

- ①加工度が低く生鮮食品に近い食品は従来から表示(主な原材料が全体の5割以上を占める場合)
- ②～⑥(農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎり)は個別に規定

主な原材料が加工食品の場合は製造地を表示 (②と③を除く)

# 5.10 原料原産地表示(2)

食品表示基準第3条第2項



# 5.11 原料原産地表示(3)

## 原料原産地の表示方法

		対象原材料が生鮮食品	対象原材料が中間加工食品				
記載方法		対象原材料名 (〇〇) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>原材料名</td> <td>ねぎ (国産)</td> </tr> </table>	原材料名	ねぎ (国産)	対象原材料名 (〇〇製造) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>原材料名</td> <td>小麦粉 (国内製造)</td> </tr> </table>	原材料名	小麦粉 (国内製造)
	原材料名	ねぎ (国産)					
原材料名	小麦粉 (国内製造)						
〇〇に入る地名	国産品	<p>「国産」「日本」など国産である旨を表示 国産である旨に変えて次の表示も可</p> <p><b>農産物</b> 都道府県名 その他一般に知られている地名</p> <p><b>畜産物</b> 主たる飼養地が属する都道府県名 その他一般に知られている地名</p> <p><b>水産物</b> 生産した水域の名称、水揚げした港名等、 その他一般に知られている地名</p>	<p>「国内製造」と表示</p> <p>都道府県名その他一般に知られている地名による表示も可 例：小麦粉（埼玉製造）</p> <p>中間加工食品に使用された生鮮食品の産地を表示する場合  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小麦粉（小麦（国産））</li> <li>× 小麦粉（国産）</li> </ul> </p>				
	輸入品	<p><b>原産国名を表示</b> ※その他一般に知られている地名の表示は<b>不可</b> 対象原材料が水産物の場合は、水域名の併記が可能</p>	<p>「〇〇製造」と製造国名を表示 例）小麦粉（カナダ製造）</p>				

# 5.12 原料原産地表示(4)

## ① 原材料名の後ろにカッコで表示

(例)

原材料名	米 (国産)、大豆、食塩、・・・
------	------------------

## ② 原料原産地名欄を設けて表示

(例)

原材料名	米、大豆、食塩、・・・
原料原産地名	国産 (米)

↓  
地名の表示が先



# 5.13 原料原産地表示(5)

## 産地が2か国以上ある場合

重量割合は固定、表示した産地は必ず使用

### 原則

### 国別重量順表示

使用割合の高い順に「、」でつなげて表示

主な原材料が生鮮食品の場合

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉（アメリカ産、国産）、・・・

主な原材料が加工食品の場合(製造地表示)

名称 清涼飲料水  
原材料名 りんご果汁(ドイツ製造、ブラジル製造)、・・・

## 製造日を含む1年間に使用する原材料の産地を変更する、その可能性がある場合など

### 又は表示

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉（カナダ産**又は**国産）、・・・  
※豚肉の産地は、令和○年の使用実績順

《表示の意味》

カナダ産と日本産の豚肉だけを使用  
過去実績ではカナダ産の豚肉を国産の豚肉より多く使用

### 大括り表示

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉（輸入）、豚脂肪、・・・

3カ国以上の外国産の豚肉を使用  
国産の豚肉は使用されていない

### 大括り+ 又は表示

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉（輸入**又は**国産）、豚脂肪、・・・  
※豚肉の産地は、令和○年の使用実績順

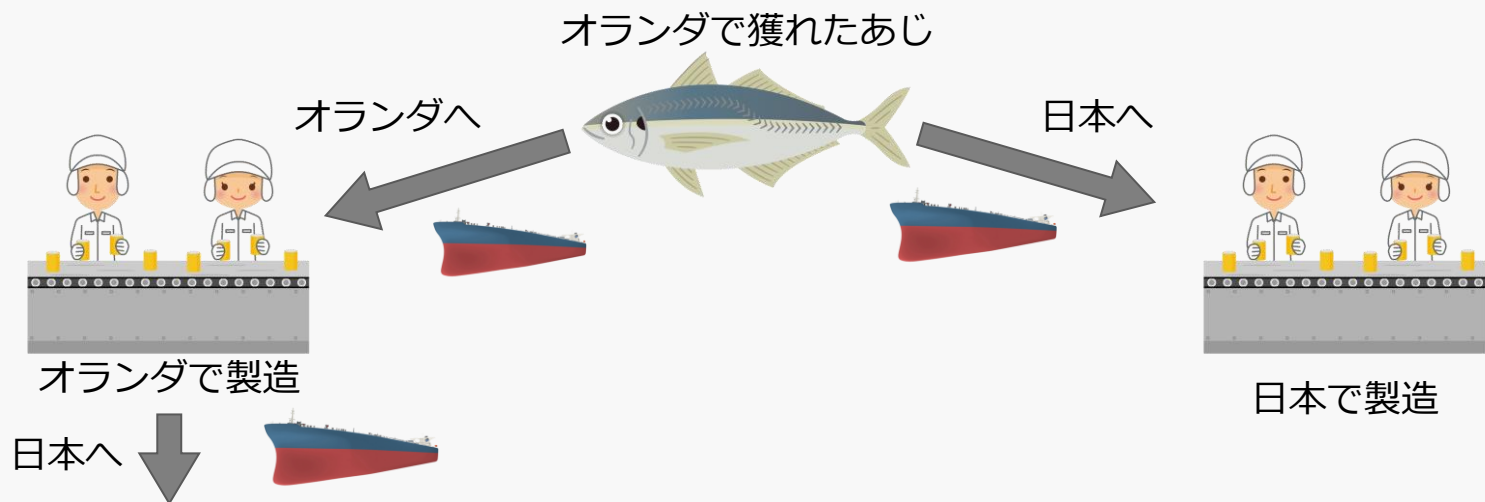
3カ国以上の外国産と国産豚肉を使用  
過去の実績では国産より輸入でまとめた外国産の豚肉を多く使用

これらの表示をする際は、**根拠資料の保管が必要!**

# 5.14 輸入食品の表示

輸入食品・・・外国で製造されて日本に輸入された食品

↳ **原産国名**を表示する（原料原産地表示義務はない）



＜輸入食品の場合の表示＞

名称	あじの開き
原材料名	あじ、食塩
原産国名	オランダ
輸入者	□□食品株式会社 埼玉県○○市△△3-3

＜国内製造食品の場合の表示＞

名称	あじの開き
原材料名	あじ、食塩
原料原産地名	オランダ（あじ）
製造者	(株)○□水産 埼玉県○○市△△3

# 5.15 加工食品の個別表示事項

次の食品は個別表示事項が決められている(食品表示基準別表第3,4,5,19,20,22)

- ・ トマト加工品
- ・ ジャム類
- ・ 乾めん類
- ・ 即席めん
- ・ マカロニ類
- ・ 無菌充填豆腐
- ・ 凍り豆腐
- ・ プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ
- ・ 食肉
- ・ 食肉製品
- ・ 乳
- ・ 乳製品
- ・ 乳又は乳製品を主原料とする食品
- ・ 鶏の液卵
- ・ 切り身又はむき身にした魚介類
- ・ 生かき(調味した物等)
- ・ ゆでかに
- ・ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ
- ・ 削りぶし
- ・ うに加工品
- ・ うにあえもの
- ・ ふぐを原材料とするふぐ加工品
- ・ 塩蔵わかめ
- ・ 鯨肉製品
- ・ 食酢
- ・ 風味調味料
- ・ 乾燥スープ
- ・ マーガリン類
- ・ 冷凍食品
- ・ 調理冷凍食品
- ・ チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール
- ・ チルドぎょうざ類
- ・ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- ・ レトルトパウチ食品
- ・ 容器包装に密封された常温で流通する食品
- ・ 缶詰の食品
- ・ 農産物缶詰及び農産物瓶詰
- ・ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
- ・ 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
- ・ 水のみを原料とする清涼飲料水
- ・ 豆乳類
- ・ 果実飲料
- ・ 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のもの
- ・ 乾しいたけ
- ・ 農産物漬物
- ・ 野菜冷凍食品
- ・ パン類
- ・ ハム類
- ・ ベーコン類
- ・ 煮干魚類
- ・ うなぎ加工品
- ・ 乾燥わかめ
- ・ みそ
- ・ しょうゆ
- ・ ウスターソース類
- ・ ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料
- ・ 炭酸飲料
- ・ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- ・ 食用植物油脂

詳しくは消費者庁HP「食品表示基準別表」をご確認ください！

# 6.1 特色のある原材料に関する事項

- ① 特色のある原材料を使用している旨を表示したとき
- ② 商品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものであるとき

## 特色のある原材料の例

特定の出産地のもの	国産大豆使用、熊谷市産小麦使用 等
有機農畜産物、有機加工食品	有機小麦粉使用 等
特定の出産地のもの	北海道製造バター使用 等
特別な栽培方法により生産された農産物	特別栽培ねぎ入り 等
品種名等	とちおとめ使用 等
銘柄名、ブランド名、商品名	狭山茶使用、越前がに入り 等

## 表示方法

特色のある原材料の**使用割合**（〇%、〇割）を表示する  
（使用割合が100%の場合、割合表示は**省略可能**）



## 割合の表示場所

強調表示部分に**近接**した箇所 例) 十勝産小豆50%使用（小豆に占める割合）  
又は 一括表示の**原材料名欄** 例) 原材料名 小豆（十勝産50%）

# 6.2 遺伝子組換え表示 (1)

遺伝子組換え作物・・・作物に遺伝子操作を行い、農薬や病害虫への耐性向上、栄養強化等の効果を付与した作物のこと

## 表示対象

農産物9品目と、その加工食品33品目（表示基準別表第17,18）  
（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）

加工食品で表示が必要な場合は、「原材料に占める重量割合が上位3位以上」のもので「原材料に占める割合が5%以上」のものに**限定される**

## 対象外

DNA及びたんぱく質が加工製造の段階で除去、分解される食品

（例：しょうゆ、食用植物油脂）

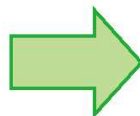
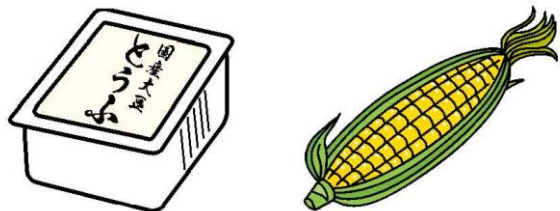
**表示対象以外の農産物**に関して「遺伝子組換えでない」と表示することは**禁止**

例	内容	表示
大豆（遺伝子組換え）	分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え大豆	義務
大豆（遺伝子組換え不分別）	遺伝子組換え大豆と組換えでない大豆を分別していない	義務
大豆（分別生産流通管理済み）	分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えられている大豆	任意
大豆（遺伝子組換えでない）	分別生産流通管理をして、遺伝子組換え大豆の混入がないと認められる大豆	任意

# 6.3 遺伝子組換え表示 (2)

## 新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例\* >

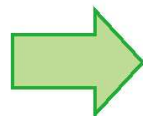
「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」

「大豆(分別生産流通管理済み)」

「大豆(遺伝子組換え混入防止管理済)」等

※ 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでない」

「非遺伝子組換え」

等の表示が可能

消費者庁HP「遺伝子組換え表示制度に関する情報」  
遺伝子組換え表示制度パンフレットから引用

# 6.5 主な禁止事項

(食品表示基準第9条)

- **実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語**

例) 松坂牛使用と表示しながら、実際には交雑種を使用



- **表示すべき事項の内容と矛盾する用語**

例) 原材料名に鯛と記載しながら、実際にはあじを使用

- **産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語**

例) 中国産の梅を使って埼玉県で製造した梅干しに「越生産梅干し」と表示



- **製品の品質又はその内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示**

例) コシヒカリと表示しながら、あきたこまちを使用

# 参考情報、問い合わせ先等

## 食品表示を作成、確認する際に参考となる資料

消費者庁食品表示企画課HP(パンフレット、Q&A、ガイドライン、法条文等)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)

農林水産省HP 加工食品の原料原産地表示制度について(事業者向けマニュアル等)

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen\\_hyoji.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html)

法規	対象	表示の内容	県窓口	国窓口
食品表示法	食品の容器包装にされた表示等	品質に関する事項 ※原材料、原産地等	農産物安全課 各農林振興センター	消費者庁 農林水産省 関東農政局
		酒類の品質に関する事項 ※酒類に係る原材料等		国税庁、税務署
		衛生に関する事項 ※食品添加物、アレルギー等	各保健所、食品安全課	消費者庁
保健に関する事項 ※栄養成分表示等	各保健所、健康長寿課			
景品表示法	商品の広告、インターネットサイトの商品紹介などに係る誇大広告等		消費生活課	